北陸信越運輸局入札監視委員会 第17回定例会議概要

開催日及び場所		令和5年12月21日(木) 北陸信越運輸局 4階 第一会議室		
委員		委員長 神田 敬輔 ((株)新潟日報社 社友) 委員 野口 祐郁 (弁護士) 委員 富山 栄子 (事業創造大学院大学副学長/教授)		
審議対象期間		令和4年4月1日~令和5年3月31日		
	抽出案件	総件数4件	(備考)	
	建設工事 一般競争	0件		
	役務・物品 一般競争	0件		
契約案件	役務・物品 随意契約 (企画競争)	4件 1. 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(実証事業)「AR等技術の活用による中山道におけるサステナブルツーリズムの推進と安全安心な受入環境の整備に向けた実証事業」 2. 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(実証事業)「観光 DX 推進による訪日外国人の回遊性と消費額の向上に向けた実証事業」 3. 令和4年度訪日外国人旅行者の受入環境に関する検証事業「"Safety NOTO"まつり観光安全滞在発信事業」 4. 令和4年度訪日外国人旅行者の受入環境に関する検証事業「メタバースを用いた訪日外国人旅行者の受入環境に関する検証事業「メタバースを用いた訪日外国人旅行者の受入環境に関する検証事業」		

	役務・物品 随意契約 (公募方式)	0件		
委員からの意見・質問そ れらに対する回答等		意見・質問	回答	
		別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容		特になし		
	委員会を受けての今後 企画競争の提案書について、どのような形で評価員 の検討課題 る評価がなされているのか事例を用いて示すこと。			

別紙 委員からの意見・質問それらに対する回答等

意見・質問	回答
[入札方式別発注一覧表] 特になし	
〔指名停止等の運用状況一覧表〕 特になし	
〔抽出案件〕◎ 役務・物品:企画競争○対象案件4件に関する質疑応答	
・案件2. について、1者だけの応募となっている。競争が働いていないのでは。	・公募に際しては、当局のホームページに掲載することなどにより、広く周知をしているところ。また、案件形成において複数者と意見を交わしているが、結果として1者の応募に留まったものであり、競争性が働かなかったとの認識は無い。
・案件2. について、公示から提案 書の締め切りまでの期間が短い のではないか。業者に対して事前 の周知等はしているのか。	・企画競争実施予定情報として、本公示前にホームページにて公表している。
・案件2. について、選定された地域の関係者からは十分に広く声をかけているのか。 恣意的にはならないのか。	・日頃から関係者には複数者から意見を募る よう指導しており、本件もそのようにして いると報告を受けている。

- ・案件2.の予定価格積算書において、旅費宿泊費が「一式」とされている。これについて対象者の職位毎に宿泊費の上限が決められているのか。上限等が無ければ必要以上の宿泊費が見込まれることとなるのでは。
- ・企画競争においては、予め全体の予算上限額を運輸局から示しているが、旅費等の個々の項目については上限を定めていない。予算の範囲内で仕様書の記載事項をしっかり履行していれば特段問題ないと思われる。
- ・プラットフォームの構築などの先 進的な取り組みについて、業者側 の見積り額が妥当かどうか技術 的な判断が出来るような人材は 運輸局にいるのか。
- ・そのような人材がいるわけではない。一方で、企画提案書には見積書の添付も求めており、提案内容と見積り額を見比べた上での実現可能性の有無が評価のポイントのひとつであることから、その時点で一定の評価はなされることとなる。
- ・県内の他地域においても、IT企業が連携して本案件に似たような事業を行っている。そのような業者に声をかけることで、十分な競争が生まれるのではないか。
- ・DXの関係においては、既存のシステムを 有するか否かでかかる費用の額が大きく異 なる。決められた予算の中で事業の効果を 高める観点からも、対応するシステムを有 する者から選ばざるを得ず、広く声をかけ ること自体が難しい状況にある。
- ・次回からで構わないが、企画競争 の提案書について、どのような形 で評価員による評価がなされて いるのか、事例を用いて示すよう にしてもらいたい。
- ・次回から対応したい。

- ・成果報告書などの成果物について、公表はしているのか。
- ・成果物については当局のホームページにおいて公表している。

- ・報告書の内容について、振り返り をした上で次の施策に活かすな どの取り組みはしているのか。
- ・報告書の作成に際し、その内容について事前に業者との摺り合わせを行っている。また、当該事業で得られた課題については、地域の施策に反映させなければならないと認識しており、定形化しているわけではないものの、事後的に状況確認などを行っている。
- ・案件1. についても2者のみの応募に留まっており、これも少ないように感じるがいかがか。
- ・案件2. と同様DX化の要素を含むものであり、観光のコンサルティング的な視点といわゆるシステムの構築という相容れない業務を一社で請け負う必要があることから、広く声をかけることが難しい案件であった。
- ・審査項目にワークライフバランス の推進というもがあると、どうし ても大企業が有利になるのでは ないか。
- ・当該項目については、内閣府の「女性の活 躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用 に関する取組指針」に基づき、企画競争や 総合評価の方式を採る際には必ず設けるこ ととされており、大企業に限らず、ワーク・ ライフ・バランス等推進企業が加点評価さ れる仕組みとなっている。
- ・4件とも契約金額と予定価格が完全に一致している。選定された業者の見積りに対して金額を下げるよう指示をすることはあるのか。
- ・企画提案書に添付される見積書について、 経費見積の妥当性を評価している。また、 あらかじめ予算規模を提示する企画競争に おいては、金額より提案内容が重視される こととなる。
- ・各案件とも非常に良いテーマだと 思うが、毎年どのように決められ
- ・各地域に対して募集をかけ、提出された案件を観光庁が審査し、採択する。その上で、

るのか。	採択されたものについて運輸局の事業とし
2	て行うという流れである。
・地域毎のバランスなども考慮され	そのようなことは無く、あくまで内容によ
るのか。	る判断となる。